

正しく分別 正しくリサイクル

ルールが守られずに出されたごみは収集できません。残ったごみは、収集庫を管理している方や掃除当番の方に迷惑をかけます。

私たち一人ひとりガルールを守り、正しいごみの出し方を心がけましょう。

■お問い合わせ／養父市市民課 (☎ 662-3163)、各地域局市民課まで

ルールその1「決められた日時に出す」

ごみは、種類によって収集日が決まっています。お配りしている「養父市ごみ収集カレンダー」を見て、お住まいの地区の収集日を確認しましょう。

■ごみを出す時間／収集日の朝8時30分まで

※前日や夜間に出されると、犬や猫、カラス等が袋を破り、ごみが散乱する恐れがあります。

また、指定の収集日以外や時間外の収集はできませんので、誤って出された場合は、必ず持ち帰って正しい収集日に出し直してください。

ルールその2「決められたものを出す」

ごみは、①燃えるごみ、②カン類、③ビン類、④新聞・雑誌、⑤段ボール、⑥ペットボトル、⑦指定大型、⑧大型ごみ・金属類、⑨その他の不燃類に分別してください。

特に資源ごみは、分別されていないとリサイクルができず、有効に活用されないこととなります。

また、大型農機具や産業廃棄物、家電リサイクル5品目、パソコン、危険なごみ等は収集できません。これらは専門業者に処理を依頼してください。

なお、引越しや大掃除などで出た大量のごみは、収集時間の遅れにつながりますので、琴弾クリーンセンターに直接持ち込むか処理業者に依頼してください。(詳しくは、お配りしている「家庭ごみの分け方と出し方」が養父市ホームページ内の「家庭ごみの分け方と出し方(冊子版)」をご覧ください)

分別はリサイクルの第1歩です。必ず分別をして、最後まで責任を持って処理してください。

ルールその3「決められた方法で出す」

ごみは種類ごとに出し方が決まっています。詳しくは、(表1)種類別「ごみの出し方」をご覧ください。

また、ごみ袋はガムテープ等で口をふさがずに、きちんと縛ってから出してください。

(表1) 種類別「ごみの出し方」

分別種類	ごみ袋等	出し方等の注意点
燃えるごみ	指定袋(青、緑の文字) 「燃えるごみ」	きちんと分別し、「燃えるもの」のみを指定袋に入れて出す。
カン類・ビン類	指定袋(赤の文字) 「燃えないごみ」	空にして水洗いをしてから指定袋に入れて出す。
新聞、雑誌、 段ボール	ひもで縛る	重さは5kgまで。 できるだけ資源ごみとして集団回収に出す。
ペットボトル	ペットボトル専用袋	キャップ・ラベルをはがし、水洗いをしてから指定袋に入れて出す。 ※専用袋は各市民課窓口にてお渡しします。
大型ごみ、 金属類	そのまま	家具、ガラス戸、傘などは、金属・ガラス・布・木片等に分解し、それぞれを分別して出す。 例) 金属/金属類、ガラス/その他の不燃物、布・木片/燃えるごみ
指定大型	指定大型シールを貼る (名前を記入する)	電子レンジ、原付、脱穀機、テラー、田植え機、バインダー、デスクトップフープ口、スプリング入りマットレスの8品目
その他の不燃物	指定袋(赤の文字) 「燃えないごみ」	危険なもの(包丁・カミソリ等)、壊れたもの(ガラス類・陶器類)は、硬い容器・袋等に入れるか紙などに包み、指定袋に入れて出す。
電池類、 水銀体温計	透明な袋	透明な袋(特に指定した袋はありません)に入れて出す。